

## 静岡県告示第50号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（昭和40年6月25日静岡県告示第402号）の一部を1のとおり廃止するとともに、漁業区域及び区分を2のとおり設定する。

令和2年1月31日

静岡県知事 川勝平太

### 1 加入区及び漁業区域の廃止

昭和40年静岡県告示第402号中「小型清水第25加入区」及び「清水漁業協同組合の地区」を削る。

### 2 漁業区域及び区分の設定

区 域	区 分
清水区域 (清水漁業協同組合の 地区のうち、旧清水市 漁業協同組合の地区)	しらす船びき網漁業のうち、用宗漁港を水揚港として営む漁業